

積立定期預金

(平成 24 年 10 月 18 日現在適用中)

	項 目	内 容
1	商 品 名 (愛 称)	・積立定期預金 (愛称：新型フリー積立定期預金)＜注＞
2	販 売 対 象	・個人および法人のお客さま
3	期 間	・4か月以上10年3か月以下（1か月の据置期間を含みます）
4	預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・契約期間内で分割預入れとなります ・100円～300万円未満 ・1円単位
5	払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します
6	利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・各分割預入時における、預入日から満期日の前日までの日数に応じた自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率を適用します ※ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年毎に利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日から期間が1年以上あるものについては、預入時または前回の利息計算日におけるその期間に応じた自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率を適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7	手 数 料	——
8	付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による預入れができます
9	税 金	・個人のお客さまは20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税 *平成25年1月1日以降平成49年12月31日までの間に受取るお利息は、復興特別所得税を付加した20.315%の源泉分離課税となります ・法人のお客さまは総合課税（非課税法人の場合は非課税） ・個人のお客さまで要件を満たす場合は、マル優の扱いができます
10	預 金 保 険	・預金保険対象商品です（1金融機関につき1人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます）
11	中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ③ 1年以上 約定利率×70%
12	その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します

＜注＞フリー積立定期預金、ステップ積立定期預金は平成12年5月8日新オンラインスタートをもって新型フリー積立定期預金として引続き取扱っております。
(但し、現在新規受入はしておりません)

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109